

医 薬 総 発0624 第 1 号
医 政 産 情 企 発0624 第 1 号
令 和 8 年 6 月 24 日

日本一般用医薬品連合会会長 殿

厚 生 労 働 省 医 薬 局 総 務 課 長
(公 印 省 略)

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長
(公 印 省 略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等
の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令の公布について

今般、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等
の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和8年政令第209号）
の公布について、別添のとおり、都道府県知事等宛てに通知しましたので、御了
知のほどお願いいたします。

医薬発 0624 第 1 号
産情発 0624 第 5 号
令和 8 年 6 月 24 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬局長
(公 印 省 略)

厚生労働省大臣官房
医薬産業振興・医療情報審議官
(公 印 省 略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を
改正する法律の一部の施行期日を定める政令の公布について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を
改正する法律の一部の施行期日を定める政令(令和 8 年政令第 209 号)については、
本日、別添のとおり公布されたところです。

つきましては別添の内容について、御了知の上、貴管下市町村、関係団体、関係
機関等へ周知徹底いただきますようお願いいたします。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

国事行為臨時代行名

令和八年六月二十四日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第二百九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十七号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和九年五月二十日とする。

厚生労働大臣 上野賢一郎

農林水産大臣 鈴木 憲和

内閣総理大臣 高市 早苗